附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年十月一日から施行する。

2　この告示の施行前に法第九条第四項の認定（法第十条第一項の変更の認定を含む。）を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、この告示の施行の際現に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和八年経済産業省令第二十九号）による改正前の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三号ニにおいて「旧規則」という。）第三条第二十七号又は第二十八号に掲げる設備の区分等に該当する場合において、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画についてこの告示の施行後に次に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けたときは、当該変更の認定の日以後、当該設備について基準価格等及び調達価格等は適用しない。

一　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

二　当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定

三　当該設備に係るバイオマス比率の変更（次に掲げる変更を除く。）の認定

イ　バイオマス比率（複数の種類のバイオマスを用いる場合にあっては、当該バイオマスに係るバイオマス比率の合計。ロ及びニにおいて同じ。）を減少させる変更であって当該減少が当該バイオマス比率の四十パーセント未満である場合

ロ　バイオマス比率を増加させる変更であって、バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率（ハにおいて「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（ニにおいて「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合

ハ　調達上限比率の変更（調達上限比率を増加させる変更を除く。）

ニ　旧規則第三条第二十七号若しくは第二十八号に掲げる設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は旧規則第三条第二十七号若しくは第二十八号に掲げる設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であって当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量とする。）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が二十パーセント未満である場合（バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合に限る。）

四　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

○経済産業省告示第三十二号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条の二第一項の規定に基づき、令和四年経済産業省告示第六十九号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等は、次に掲げるとおりとする。 一　（略） 二　施行規則第三条第四号の三に掲げる設備の区分等 三　（略） 2　（略）	1　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等は、次に掲げるとおりとする。 一　（略） 二　太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの 三　（略） 2　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和九年四月一日から施行する。ただし、附則第二条第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和八年経済産業省令第二十九号。次項において「令和八年改正省令」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた設備の区分等に係る交付対象区分等の指定については、なお従前の例による。

2　令和八年改正省令附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた設備の区分等に係る交付対象区分等の指定については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第三十三号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項の規定に基づき、令和四年経済産業省告示第七十号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正